＜様式Ｃ１－４＞

研究遂行経費取扱変更届

|  |  |
| --- | --- |
| 提出方法 | 学振マイページ※雇用支援事業との切替により本届を提出する場合には電子メール |
| 年度受付番号（西暦から始まる９桁） |  |

独立行政法人日本学術振興会理事長　殿

フリガナ

登録名

下記のとおり、次年度以降（※）の研究遂行経費の取扱いの変更を申告します。

※「雇用制度導入機関」である受入研究機関から「雇用制度導入機関」ではない受入研究機関に変更する場合には、受入研究機関変更日以降

記

[ ] ア．研究遂行経費の取扱いを希望します。

※以下の内容をよく確認し、理解しています。

・「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」記載の、「Ⅱ-２研究遂行経費、Ⅲ-１８研究遂行経費の支出報告書について、Ⅲ-１９研究遂行経費の計上可能な費目について、Ⅲ-２０翌年度以降の研究遂行経費の取扱いの変更について」を熟読し、理解しました。

・研究奨励金のうち、その３割相当額以上を研究遂行経費として使用することが確実であり、適正な執行計画を立てています。

・「研究遂行経費の支出報告書」を定められた期限内に必ず提出します。

・研究遂行経費に未使用額が発生した場合は、追徴課税額を指定の期日までに支払う必要があることを理解しました。

[ ] イ．研究遂行経費の取扱いを希望しません。

|  |
| --- |
| 「研究遂行経費」とは、研究奨励金のうち、生活に係わる経費ではなく、「日本学術振興会特別研究員-CPD申請書」に記載された研究課題及び研究計画を遂行するために要する経費のことで、学会関係経費・各種研究集会等への参加費等が該当します。「研究遂行経費」としての支出が、当該年度の研究奨励金額の３割相当額以上となることが確実に見込まれる場合は、研究奨励金の３割相当額を所得税・住民税の課税対象より除外する取扱いを希望することができます。※　科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）等、特別研究員が受給できる他の研究費とは別のものです。（二重に計上することは認められません。） |

（注）

①　アをチェックした場合は、必ずその下の確認事項を確認し理解したうえで希望してください。

②　一度提出した当該年度（4月～翌年3月まで）の研究遂行経費の取扱いは変更できません。翌年度以降の変更を希望する場合は、前年度２月末までに本様式を提出してください。

③　「研究遂行経費の支出報告書」には、当該年度（4月～翌年3月まで）の支出を報告してください。なお、「雇用制度導入機関」である受入研究機関から「雇用制度導入機関」ではない受入研究機関に変更する場合には、受入研究機関変更日から当該年度の3月までの支出を報告してください。